

令和8年御殿場市議会
3月定例会議案資料

件名	頁
議案第15号関係資料	1
議案第16号関係資料	2
議案第17号関係資料	1 2
議案第18号関係資料	1 3
議案第19号関係資料	1 6
議案第21号関係資料	1 7
議案第22号関係資料	1 9
同意第3号関係資料	2 1
報告第2号関係資料	2 2

議案第 15 号関係資料

御殿場市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要

1 背景

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育事業に加え、新たな通園事業として「乳児等通園支援事業」が創設されました。この事業は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる仕組みとなっています。

この乳児等通園支援事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、市町村による認可事業として位置づけられ、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されることになっています。

2 趣旨

乳児等のための支援給付の創設に当たり、改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、市町村は、特定乳児等通園支援事業の運営について条例で基準を定めなければならないこととされました。

なお、当該基準は、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌し、定めるものです。

3 概要

(1) 特定乳児等通園支援事業者の一般原則【第2条関係】

特定乳児等通園支援事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保するため、支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、当該子どもの人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備、措置を講じる必要があります。

(2) 委任【第3条関係】

この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めます。

4 施行期日

令和8年4月1日

議案第 16 号関係資料

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の概要

1 趣旨

地球温暖化対策として、国が再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方針を示しており、ゼロカーボンシティを目指す本市においても再生可能エネルギーの積極的な活用は重要施策の1つとなっています。一方で、再生可能エネルギー発電設備については、周辺住民との合意形成が不十分なまま運用され、自然環境、景観、生活環境に影響を与えている事例や災害の発生が懸念される事例もあります。

本市が地球温暖化対策を推進する上では、世界文化遺産である富士山の豊かな恵みとの共生という点からも、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることが重要であることから、その必要事項を定めた条例を制定するものです。

2 適用事業

この条例の規定は、次の事業に適用するものとします。ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの又は建築物での消費を目的として当該建築物の同一敷地内に設置するものは適用外とします。

- (1) 発電出力が10kW以上の太陽光発電・風力発電・バイオマス発電を行う事業
- (2) 系統用蓄電池を設置する発電事業

3 抑制区域

自然環境、景観、生活環境の保全及び災害の防止等を目的として、事業を抑制する区域を指定します。

要件	区域
① 豊かな自然環境が保たれ、貴重な資源として認められること。	国立公園特別地域・特別保護地区、鳥獣保護区・特別保護地区、地域森林計画に基づく森林区域・保安林、農用地区域、第1種農地
② 優れた景観が良好な状態に保たれていること。	景観整備重点地区
③ 歴史的又は郷土的な特色を有していること。	文化財（有形文化財・記念物）所在地、埋蔵文化財包蔵地、世界文化遺産の資産範囲・緩衝地帯・保全管理区域
④ 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがあること。	旧宅地造成工事規制区域、洪水浸水想定区域、砂防指定地、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

⑤ その他事業により周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがあること。	廃棄物最終処分場、土壤汚染防止法の要措置区域、都市計画法の用途区域
-----------------------------------	-----------------------------------

4 事業者を求める手続等

(1) 事業の実施に当たって必要となる手続等



(2) 維持管理に関する報告（年1回、災害等による事故発生時）

(3) 事業区域への第三者への侵入防止措置

(4) 報告及び立入検査への対応

(5) 指導、助言及び勧告への対応（改善されない場合は、国及び県への報告並びに公表）

5 同意

発電出力が10kW以上の事業は、原則として、事業計画の届出及び市長の同意を得る必要があります。同意、不同意については、別に定める御殿場市再生可能エネルギー発電事業対策委員会で審査しますが、事業者等に事業を実施するために必要な資力及び信用がない場合、事業区域の全部又は一部が抑制区域である場合、発電出力が1,000kW以上のメガソーラーを設置する場合等は、原則同意しないものとします。

6 施行期日及び経過措置

(1) この条例は、令和8年10月1日に施行します。ただし、(5)の規定は、公布の日から施行します。

(2) この条例の規定は、条例の施行日である令和8年10月1日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業について適用します。

(3) 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業（設置工事が完了しているものを含む。以下同じ。）については、次の規定が適用されます。

ア 事業の承継に関する届出

イ 維持管理に関する報告（災害時等）

ウ 侵入防止措置

エ 報告及び立入調査

オ 指導、助言及び勧告

カ 公表・国及び県への報告

(4) 施行日前において、関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業であって、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の規定

が適用されます。

(5) 次の手続等は、この条例の施行日前においても行うことができるものとします。

- ア 事前協議
- イ 近隣関係者に対する説明
- ウ 事業計画の届出
- エ 同意申出
- オ 事業の着手、中止、再開、廃止の届出
- カ 設置工事の完了の届出
- キ 指導、助言及び勧告

7 スケジュール

日程	会議等
令和7年度	
令和7年4月から8月まで	庁内検討委員会（計4回）
令和7年11月12日から12月2日まで	パブリックコメント募集
令和7年12月	第5回庁内検討委員会
令和8年2月	3月議会定例会
令和8年度	
議決後	条例・施行規則公布、周知期間
令和8年10月1日	条例・施行規則施行

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行
規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和 年御殿場市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
（実質的に一体と認められる場所の条件）

第3条 条例第8条第2項の規則で定める実質的に一体と認められる場所の条件は、再生可能エネルギー発電事業（以下「事業」という。）を事業者等が複数の事業区域で行う場合において、当該土地が隣接し、又は近接しているときとする。

（抑制区域）

第4条 条例第9条第2項の規則で定める抑制区域の範囲は、別表に掲げる区域とする。

（事前協議）

第5条 条例第10条の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、再生可能エネルギー発電事業事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 現況写真
- (3) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (4) 事業区域全域の公図の写し
- (5) 計画案に係る事業区域内の配置図及び平面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（説明会の実施）

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会の内容については、次に掲げる事項を近隣関係者に対し説明するものとする。

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項

(意見の申出)

第7条 条例第11条第3項の規定による意見の申出を行おうとする近隣関係者は、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業者等に対し事業計画についての意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出するものとする。

(近隣関係者との協議)

第8条 前条の規定による意見書の提出を受けた事業者等は、当該意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した近隣関係者に対し、見解を示した書類(以下「見解書」という。)を提出し、協議しなければならない。

2 事業者等は前項の規定による見解書を提出するときは、当該近隣関係者に対しその内容を説明し、十分に理解を得るよう努めなければならない。

(届出等)

第9条 条例第12条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書兼同意申出書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに行うものとする。

(1) 確約書(様式第3号)

(2) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第4号)

(3) 資金計画書(様式第5号)

(4) 説明会実施記録(様式第6号)

(5) 維持管理に関する計画書(様式第7号)

(6) 撤去及び処分に関する計画書(様式第8号)

(7) 意見書(第7条の規定による意見書の提出があった場合に限る。)

(8) 見解書(第7条の規定による意見書の提出があった場合に限る。)

(9) 事業者等の住民票の写し(法人にあっては、その登記事項証明書)

(10) 事業区域の位置図

(11) 現況写真

(12) 事業区域の土地の登記事項証明書(事前協議後に事業計画又は登記事項に変更があった場合に限る。)

(13) 事業区域全域の公図の写し

(14) 事業区域内の配置図

(15) 発電設備の平面図、断面図及び構造図

(16) 関係法令等による許可、認可等を受けている場合は、当該内容を証明する書類の写し(申請中の場合は、当該申請が受け付けられたことを証明する書類の写し)

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第12条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届

出書兼同意申出書（様式第9号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 条例第12条第2項の規則に定める軽微な変更とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業の工事着手予定日を当該工事着手予定日とされた日後にする変更
- (2) 事業の廃止予定日を当該廃止予定日とされた日前にする変更
- (3) 事業区域の面積を減少する変更
- (4) 太陽電池モジュールの総面積を減少する変更
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の高さを低くする変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
(同意)

第10条 市長は、条例第13条に規定する同意の可否を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業同意通知書（様式第10号）又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書（様式第11号）により通知するものとする。

2 条例第13条第3号の規則で定める累積的な環境影響が想定される規模は、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業について、新たに実施しようとする事業と既に届出、同意又は設置されている事業がそれぞれ別の事業者等である場合において、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以上又は発電出力の合計が1,000キロワット以上のものをいう。

(同意の基準等)

第11条 条例第14条第1項の規則で定める基準は、次に掲げるものをいう。

- (1) 自然環境若しくは景観の維持又は災害若しくは生活環境への被害等の発生の防止のために、必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- (2) 事業計画が、国が定める基準（事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）、事業計画策定ガイドライン（風力発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成29年3月資源エネルギー庁）及び電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドライン（平成16年10月資源エネルギー庁））を遵守したものであること。
- (3) 条例第12条第1項又は同条第2項の規定により届出をした者又は当該届出に係る工事施行者（以下「届出者等」という。）が、次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合
 - イ 破産者で復権を得ない者である場合
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった

日から5年を経過しない場合

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である場合

オ 届出者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）が第3号イからエまでのいずれかに該当する場合

カ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第14条第2項の規則で定める条件は、次に掲げるものをいう。

(1) 事業者等が実施しようとする事業が次の基準以上であるとき

ア 太陽光を再生可能エネルギー源とする事業 太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル又は発電出力が1,000キロワット

イ 風力を再生可能エネルギー源とする事業 再生可能エネルギー発電設備の高さが20メートル

(2) 事業者等が条例第11条第1項の規定による説明又は同条第4項の規定による協議を適切に行わないとき

(関係書類の閲覧)

第12条 事業者等は、条例第15条の規定により書類を閲覧させる場合には、あらかじめ閲覧させる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣関係者から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(着手等の届出)

第13条 条例第16条の規則で定める着手の届出は、再生可能エネルギー発電事業着手届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第16条の規則で定める中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止（再開）届出書（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第16条の規則で定める廃止の届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書（様式第14号）により行うものとする。

(完了の届出)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める完了の届出は、再生可能エネルギー発電設備の設置（撤去）完了届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 発電設備の設置工事の状況が分かる写真
- (2) 発電設備の撤去前、撤去中及び撤去後の状況が分かる写真
(事業の承継)

第15条 条例第18条の規定による届出は、事業承継届出書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 地位を承継した事業者等の住民票の写し（法人にあっては、その登記事項証明書）
- (2) 地位を承継した事実を証する書類
(維持管理に関する報告)

第16条 条例第19条第1項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書（様式第17号）により、各事業年度の翌年度の4月30日までにしなければならない。

- 2 条例第19条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（様式第18号）により行うものとする。
(身分証明書)

第17条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（様式第19号）によるものとする。
(指導、助言及び勧告)

第18条 条例第22条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導助言通知書（様式第20号）によるものとする。

- 2 条例第22条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第21号）によるものとする。
(公表)

第19条 条例第23条第1項の規定による公表は、御殿場市公告式条例（昭和30年御殿場市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適当と認める方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第20条 条例第23条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第22号）により行うものとする。

- 2 事業者等は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第23号）を市長に提出する方法により意見を述べるものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第5項の規定により条例の施行の日前において行われる条例第10条、第11条、第12条第1項、第13条、第16条、第17条第1項及び第22条の規定による手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うことができる。

別表 (第4条関係)

抑制区域の名称	根拠法令等
国立公園特別地域・特別保護地区	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第21条第1項
鳥獣保護区・特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第29条第1項
廃棄物最終処分場（搬入が終了し、廃止手続きが完了した処分場は除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項
要措置区域	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項
地域森林計画により定めた森林区域・保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第25条第1項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画
第1種農地	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ
国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項及び第109条第1項
県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項及び第29条第1項
市指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	御殿場市文化財の保護に関する条例（昭和35年御殿場市条例第12号）第5条第1項
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項
世界文化遺産の資産範	世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響

<p>困・緩衝地帯・保全管理区域</p>	<p>評価マニュアル（令和3年4月富士山世界文化遺産協議会）</p>
<p>第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域</p>	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号</p>
<p>景観整備重点地区</p>	<p>御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号）第12条</p>
<p>旧宅地造成工事規制区域</p>	<p>令和4年5月27日法律第55号改正告示前の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第3条に基づき静岡県知事が指定し、昭和45年建設省告示第1330号により告示された区域</p>
<p>洪水浸水想定区域</p>	<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項</p>
<p>砂防指定地</p>	<p>砂防法（明治30年法律第29号）第2条</p>
<p>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</p>	<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項</p>

御殿場市行政手続条例の改正概要

1 趣旨

国は、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律を公布しました。この中で、書面による掲示規制の見直しとして、行政手続法の一部改正を行い、特定の場所において書面で掲示することとしていた不利益処分に係る通知について、インターネット等で閲覧し必要な情報を確認できるようになりました。

これを受け、行政手続法と趣旨を同じくする御殿場市行政手続条例についても同様の改正を行うものです。

2 概要

行政庁が条例又は規則の規定による不利益処分（特定の名宛人に対し、直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。）を行うときは、これを行う前に聴聞又は弁明の機会を付与する必要があります。

聴聞及び弁明の機会を付与する際は、処分の相手方にその旨を書面で通知する必要がありますが、その者の所在が判明しない場合は、従来、市役所等の掲示場に必要事項を記載した書面を掲示することで当該通知がその者に到達したとみなす公示送達を行うこととなっていました。

改正後の行政手続条例の規定では、インターネット等を利用して不利益処分に係る通知の内容を閲覧できるようにするとともに、引き続き市役所等の掲示場において必要事項を記載した書面を掲示し、公示送達を行うものとします。

3 施行期日

令和 8 年 5 月 21 日（改正行政手続法の施行期日）

御殿場市手数料条例の改正概要

1 趣旨

令和 7 年 4 月の建築基準法の改正により、建築確認申請における審査対象区分及び一部審査を省略できる審査特例の適用範囲の見直しが行われ、この改正後、静岡県が行った実態調査により、審査時間の増加及び人件費単価の上昇が確認されたため、手数料の見直しを行う必要が生じました。

また、開発許可申請に関する手数料及び屋外広告物許可の申請に関する手数料についても、静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、見直しを行う必要が生じました。

2 概要

(1) 建築物の建築確認の申請等に関する手数料の見直し

建築基準法の改正により、確認審査業務の内容に変更が生じ、審査時間が増加したため、建築物の建築確認の申請等に関する手数料について、所要の改正を行うものです。また、人件費単価の上昇に伴い、建築基準法及び関係法令の許可・認定申請に関する手数料について、所要の改正を行うものです。

(2) 宅地造成の工事許可の申請等に関する手数料の削除

旧宅地造成等規制法の許可事務について、令和 7 年 5 月に権限委譲の経過措置期間が終了し、静岡県に許可事務が引き継がれたため、宅地造成の工事許可の申請等に関する手数料について、所要の改正を行うものです。

(3) 開発許可申請に関する手数料及び屋外広告物許可の申請に関する手数料の見直し

静岡県手数料徴収条例の改正に伴い、整合を図るため、開発許可申請に関する手数料及び屋外広告物許可の申請に関する手数料について、所要の改正を行うものです。

(4) 構成（本則・別表）の見直し

手数料の額の視認性、判読性等を考慮し、本則と別表の構成の変更を行うものです。

3 額の改正について

審査・認定・許可事務は、静岡県と手数料の金額に差異があると混乱を来すおそれがあるため、静岡県と同額とします。なお、主な改正は次のとおりです。

(1) 建築物に関する確認の申請又は計画通知に係る審査 (単位：円/申請)

区分		現行	改正
対象床面積が 30 m ² 以内	<u>審査特例有り</u>	11,000	<u>11,100</u>
	<u>審査特例無し</u>		<u>14,900</u>
対象床面積が 30 m ² を超え 100 m ² 以内	<u>審査特例有り</u>	18,000	<u>19,100</u>
	<u>審査特例無し</u>		<u>29,200</u>
対象床面積が 100 m ² を超え 200 m ² 以内	<u>審査特例有り</u>	27,000	<u>25,300</u>
	<u>審査特例無し</u>		<u>40,200</u>
対象床面積が 200 m ² を超え <u>300 m²以内</u>		38,000	<u>53,200</u>
対象床面積が <u>300 m²を超え</u> 500 m ² 以内			<u>76,300</u>
対象床面積が 500 m ² を超える		68,000	<u>134,200</u>

(2) 建築基準法に関する許可・認定申請 (単位：円/申請)

区分	現行	改正
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用 認定の申請	120,000	<u>123,900</u>
建築物の敷地と道路との関係の特例認定の申請	27,000	<u>28,400</u>
仮設建築物の建築許可の申請	120,000	<u>123,900</u>

(3) 関係法令の認定申請・基準適合性判定 (一戸建ての住宅) (単位：円/申請)

区分		現行	改正	
長期優良住宅 建築等計画	認定申請 (新築)	確認書等の添付有り	15,000	<u>16,100</u>
		確認書等の添付無し	51,000	<u>53,100</u>
	変更認定申請 (新築)	確認書等の添付有り	12,000	<u>12,800</u>
		確認書等の添付無し	30,000	<u>31,000</u>
低炭素建築物 新築等計画	認定申請	適合証の添付有り	5,000	<u>5,500</u>
		仕様基準	18,000	<u>19,200</u>
		上記以外	37,000	<u>38,800</u>
	変更認定申請	適合証の添付有り	3,000	<u>3,300</u>
		仕様基準	9,000	<u>10,000</u>
		上記以外	19,000	<u>20,200</u>
省エネ基準	適合性判定	仕様基準	18,000	<u>19,200</u>
		上記以外	37,000	<u>38,800</u>
	適合性判定 (変更)	仕様基準	9,000	<u>10,000</u>
		上記以外	19,000	<u>20,200</u>

(4) 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請

(単位：円/申請)

区分	現行	改正
0.1ha 未満	8,600	8,600
0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000	22,200
0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000	43,300
0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000	86,100
1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000	130,100
3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000	169,900
6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000	220,000
10.0ha 以上	300,000	300,500

(5) 屋外広告物許可の申請

区分		現行	改正	
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積 5 m ² までごとに 1,330 円	表示面積 5 m ² までごとに 1,330 円	
第2種	御殿場市総合景観条例第 28 条第 3 項第 2 号から第 4 号までに掲げるもの（※）（第3種のものを除く。）	1 枚又は 1 個につき 130 円	1 枚、 1 本 又は 1 個につき 120 円	
第3種	照明装置のあるもの	表示面積 5 m ² までごとに 1,590 円	表示面積 5 m ² までごとに 1,600 円	
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100 枚までごとに 390 円	100 枚までごとに 430 円	
第5種	その他第1種、第2種及び第4種に類するもの	巻き付けられて取り付けられる広告物	1 組につき 260 円	1 組につき 240 円
		その他のもの	1 個につき 260 円	1 個につき 240 円

※ 貼り札その他これに類する広告物、広告旗、立看板等

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 19 号関係資料

御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

1 趣旨

令和 7 年 3 月 31 日に公布された地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税分（医療分）及び後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられたため、これに合わせて課税限度額の引き上げをします。

2 概要

課税限度額の改正内容及び限度額超過世帯数の試算（令和 8 年 1 月現在）

	課税限度額			限度額超過世帯数 (試算)	
	現行	令和 8 年度	増減	現行	令和 8 年度
基礎課税額 (医療分)	65 万円	66 万円	+1 万円	122 世帯	120 世帯 (▲2 世帯)
後期高齢者 支援金等 課税額	24 万円	26 万円	+2 万円	126 世帯	117 世帯 (▲9 世帯)
介護納付金 課税額	17 万円	17 万円	±0 円 (※変更なし)	78 世帯	78 世帯 (※変更なし)
合計	106 万円	109 万円	+3 万円	/	

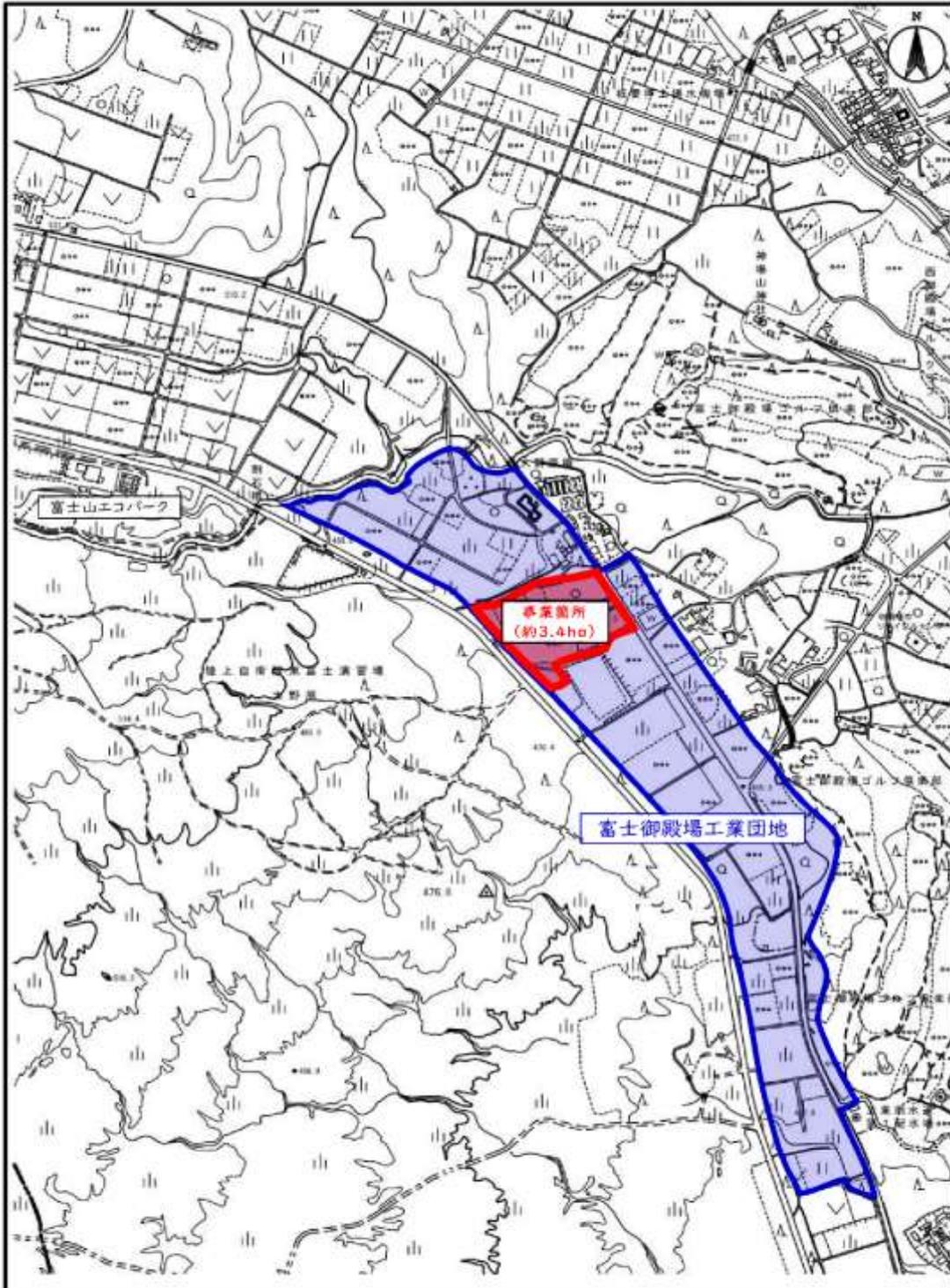
3 改正の影響

今回の改正による影響について試算したところ、基礎課税分（医療分）で 120 万円余、後期高齢者支援金等課税額で 242 万円余の調定額増加が見込まれます。

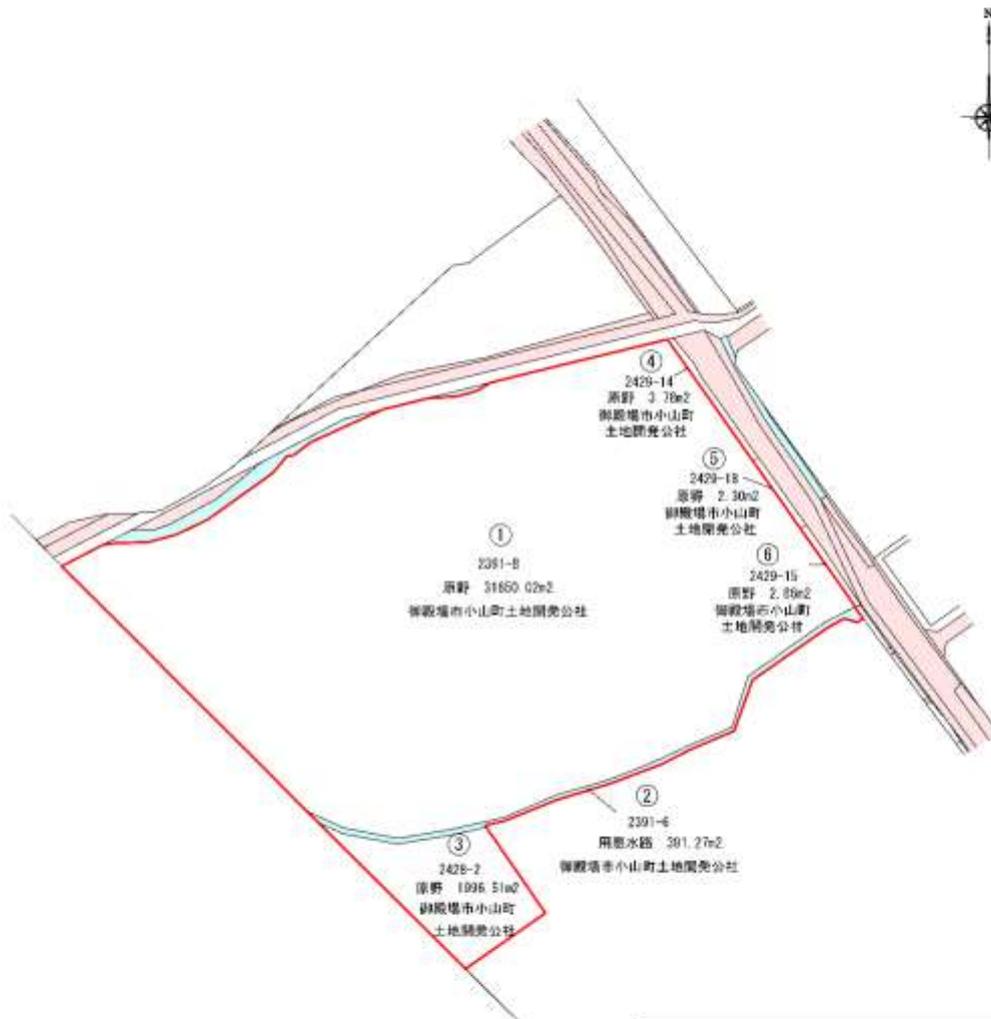
4 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

富士御殿場工業団地開発事業
位置図

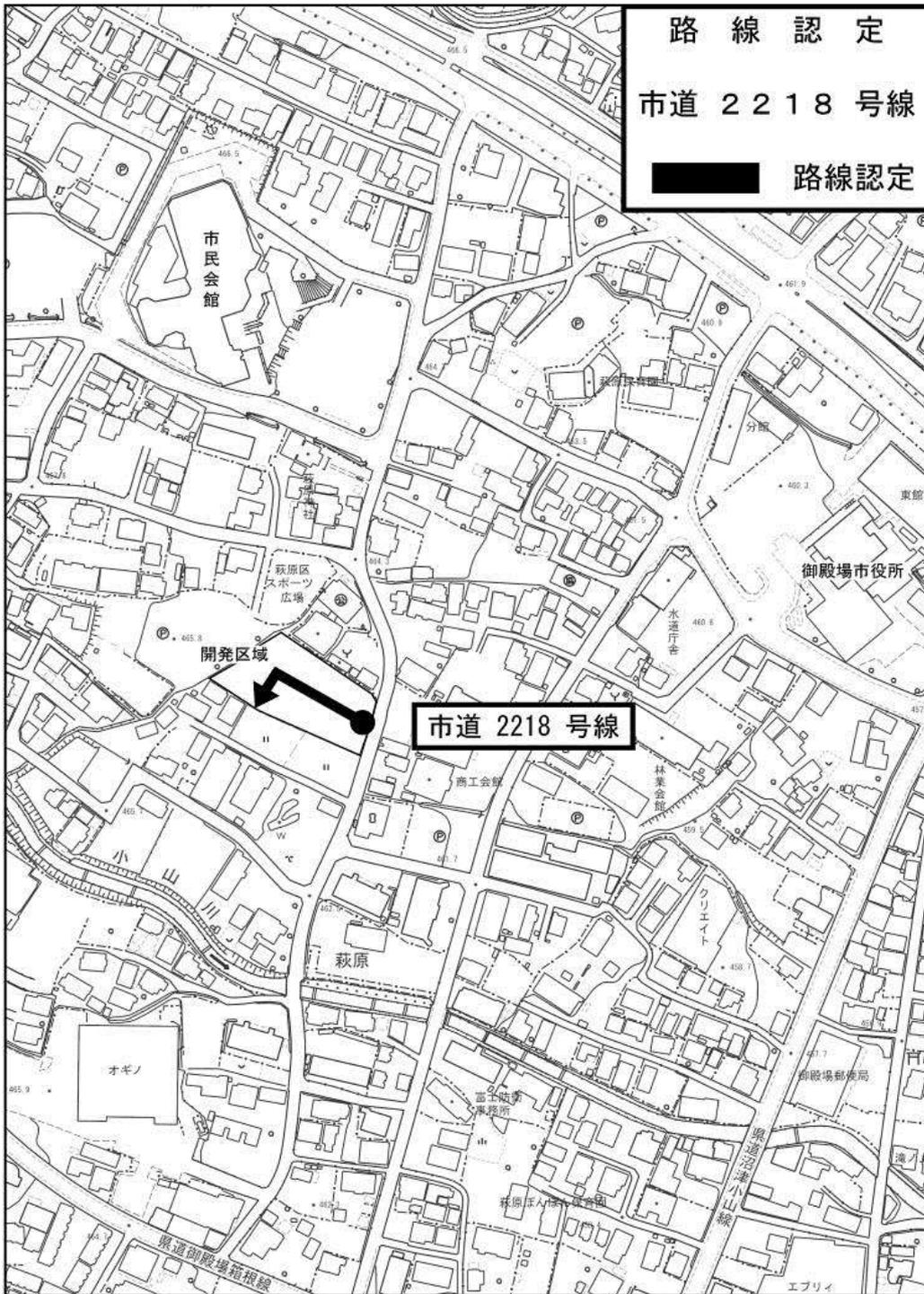


公 図 写
御殿場市神場地内

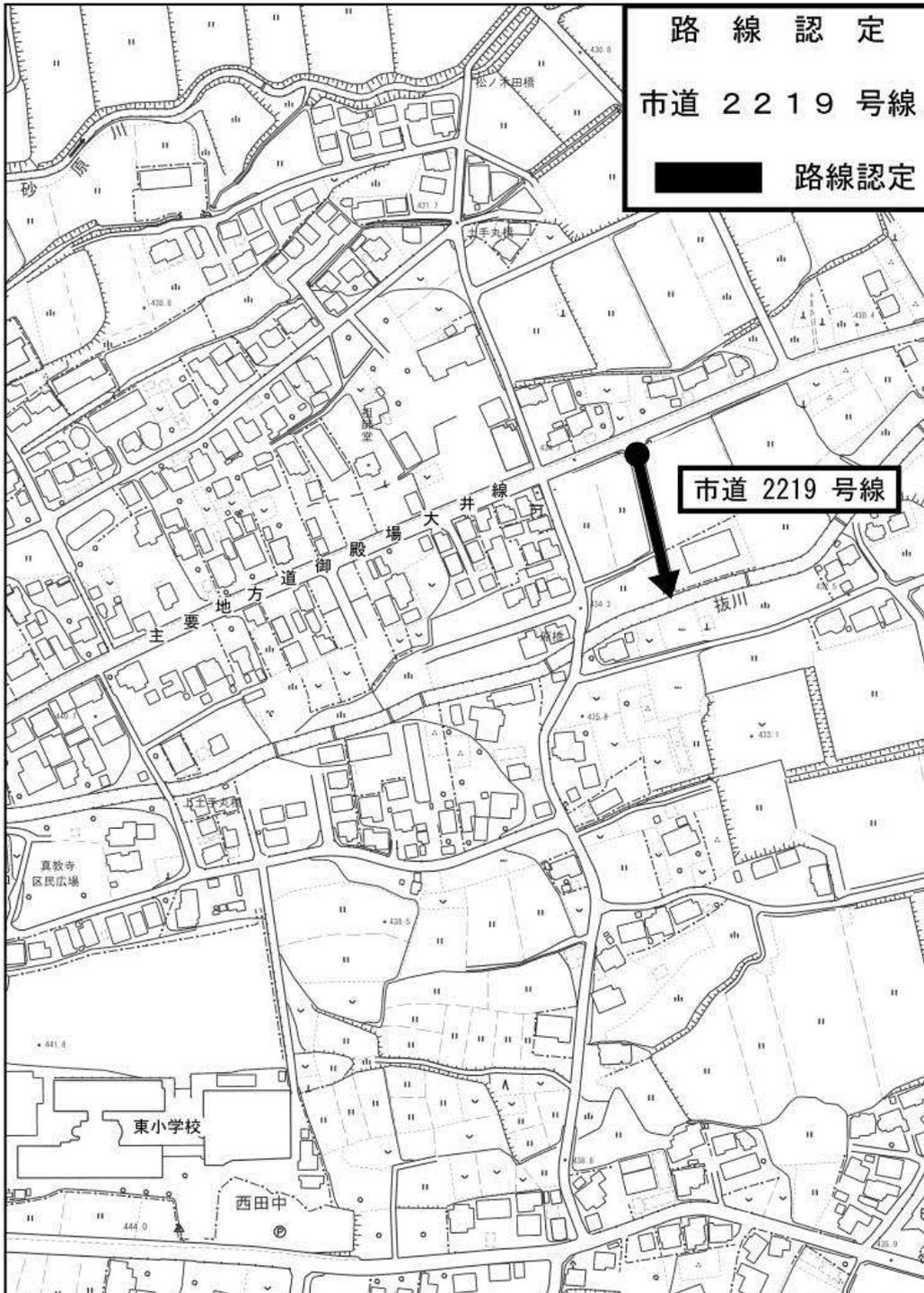


土 地 調 書			
NO	地 番	地 目	買戻面積 (m2)
①	2391-8	原野	31650.02
②	2391-6	用悪水路	391.27
③	2428-2	原野	1996.51
④	2429-14	原野	3.78
⑤	2429-18	原野	2.30
⑥	2429-15	原野	2.86
合 計			34046.74

議案第 2 2 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2218 号線	御殿場市萩原 511 番 15 地先	御殿場市萩原 511 番 12 地先	6.00~6.00	76.37



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2219 号線	御殿場市御殿場 436 番 7 地先	御殿場市御殿場 434 番 10 地先	6.00~6.00	78.88

同意第 3 号関係資料

御殿場市固定資産評価審査委員会委員候補者経歴概要

氏 名 長田 広幸 (おさだ ひろゆき)

住 所 【略】

生年月日 【略】

職 業 【略】

学 歴 【略】

職 歴 【略】

そ の 他 【略】

東名高速道路上り 用賀料金所手前 4 km 付近

